

生殖技術をめぐる倫理
- ワーノック・レポートの再検討 -

松井 富美男

1. はじめに

山上憶良は「銀も金も玉もなにせむにまされる宝子に如かめやも」(万葉五巻 803) という歌を詠み、親の心情を赤裸々に表現している。子どもは昔から「かすがい」とか「子宝」とか呼ばれ七宝に勝るとされてきたが、このような幸運に恵まれない夫婦は現在でも十組に一組の割合で存在するといわれる。彼らはこれまで不妊を「運命」や「天命」として受け入れざるをえなかった。『一寸法師』や『力太郎』などの昔話に登場する「おじいさん」や「おばあさん」はこうした薄幸の人々の象徴でもある。しかし生殖技術の進歩は不妊夫婦の意識を一変させ、長らく「祈願」の対象であった子づくりは今や科学の対象になっている。

不妊技術として最初に登場したのは人工授精である。人工授精は濃縮した精液を子宮に注入して体内で受精させる技術であるが、とりわけ精子減少症の男性には一助になっている。採取された精子を長期間生かし続ける目的で開発された技術が低温凍結保存である。現在では精子のみならず卵子や受精卵の保存も可能になっている。体外受精は不妊男性よりも不妊女性のために開発された技術といえよう。これは卵巣から取り出した卵子をシャーレーのなかで精子と混ぜて受精させ胚子を子宮に戻して着床させる技術である。この技術は卵管異常や卵管障害に悩む女性には福音になっている。これに代理母を加えれば、自力で出産できない女性でも自分と遺伝的につながりのある子どもをもてる。また5、6年前から元気な精子を一つ選び出して卵細胞質に注入する「卵細胞内精子注入法」や精子細胞から核を取り出して卵細胞に注入する「円形精子核注入法」などの顕微授精も可能になっている。

このように生殖技術の進歩は長足の勢いである。このことは不妊治療の幅を広げることになるので不妊夫婦には喜ばしいことに違いないが、問題になるのはこのような先端技術が社会全体に与える影響である。それを予告するかのよう最近になって体細胞クローン羊や牛が続々と誕生している。動物段階にすぎないとはいえ、近いうちにクローン技術が人間に応用されないともかぎらない。ローヴィックの「クローン人間の誕生」が現実になりつつあるのである。これまでややもすると後手に回りがちだった先端技術に対して人間の英知を結集するときにさしかかっているといえよう。

2. レポートの概要

生殖技術の進歩は色々な可能性を生み出した。技術の進歩は人間の欲望と無関係ではありえない。技術の進歩が欲望を駆り立てる一方で、欲望が技術の進歩を促している。人工授精、体外受精、代理母などの出現が「生殖革命」と呼ばれて久しいが、これらの技術をめぐるこれまでたびたび議論が繰り返されてきた。とりわけ人々の目に重大な危機と

映ったのは体外受精の出現である。1978年にイギリスで世界初の体外受精児ルイズ・ブラウンが誕生すると、神への冒瀆だとする反対論と科学の勝利だとする賛成論との間で激しい論戦がかわされた。こうしたなかで1984年に生殖技術に関するガイドラインが作成された。いわゆるワーノック・レポートである。¹⁾

このレポートでまず注目したいのはその道徳的立場である。一般に道徳論はルール of 厳守を命じる義務論と全体利益の最大を目指す功利主義に大別されるが、ここではいずれの立場も拒否される。なぜなら前者は新しい事態に対応できるルールに欠け、後者は功利計算を使用することの妥当性をそれ自身で証明できないからである。功利主義に従えば、人間の胚を利用した研究はだれも侵害しないのみならず人類の福祉の向上にも役立つから善である。だが人間の胚はわれわれと同じ人間に成長する可能性を秘め、動物や植物の胚とは異なる独特の価値すなわち「尊厳」の価値を有する。功利主義はこのような内在的な視点を見過ごしがちである。そこで道徳とは「判断されるものというより感じられるもの」とするヒュームの見解が支持される。道徳問題においては感情が決定的な位置を占めると考えられたのである。その一方でシャフツベリやハチソンが想定した万人に共通する「道徳感覚 *moral sense*」は望むべくもないとして、絶対に正しい判断はありえないとする相対主義が支持される。このような立場はレポートにも少なからず影響を及ぼし、各章ごとに賛成意見と反対意見が併記されたり、レポート末尾には少数派意見が添付されたりしている。そのためにワーノック・レポートはこの種のものとしては珍しく統一性に欠ける。だがワーノックはこうした不体裁を気にもとずに「社会全体の見解の振幅の大きさを映しだした結果」として誇示している。

つぎに注目したいのは生殖技術を「治療目的」と「研究目的」に分けて論じている点である。不妊が原因で夫婦が離婚したり精神障害に陥ったりするぐらいなら、その原因を取り除く方がましだというプラグマティックな理由から、レポートは不妊治療に寛容である。不妊治療の手段としての代理母については、道徳的に望ましくないとしつつも、法規制はサービス機関やブローカーに限定し、代理母契約の当事者に及ぶべきではないと勧告している。他方、人間の胚の取り扱いについては、法規制の必要性を説き、余剰胚の研究期間が個体化の出発点である「原始線条」の形成時期にあわせて14日間と定めている。こうすることで人間の生命に関する議論が回避されている。もし人間の生命の発生時期が問題になれば必然的に「生命」や「人間」が問題になり、そうなればマイケル・トゥーリー、ジョン・ハリス、ピーター・シンガーらの人格論議に巻き込まれてしまう。委員会が胚をどのように扱うべきかという問いに論点をしぼったのは、人格論議に巻き込まれないためである。それに人格論が絡むとなれば「自己意識」や「苦痛を感じる能力」などの原形部分となる中枢神経系統の形成時期も問題になる。だがこうした科学的判断をもとにして「人格」と「モノ」を線引きすることはできない。仮に境界線が妊娠6週目に設定されるとしても、このことは5週と6日目の胚を「モノ」として扱ってよい理由にはならない。胚はいかなる存在であるのかと問うかわりに、胚をどのように扱うべきかという問いが提起さ

れたのはそのためである。ここでは胚の「道徳的身分」が問題にされる。とはいっても、「人間の生命一般に付与されるべき価値」が問われているわけでもない。もしこのような価値が問われるとしたら、人間の胚を利用した研究の全面禁止を唱えるほかないであろう。それゆえここでは「初期の発生段階にある人間の生命に付与されるべき価値」のみが問われる。このことは、裏返していえば、人類の福祉向上につながるのであれば人間の胚を実験材料に資することができることを意味する。ただし、不妊治療の結果として得られる余剰胚以外に意図的に実験胚を作ってよいかどうかという問題は、意見の一致をみないという理由で留保される。

以上がここで注目したい点である。ちなみにワーノック・レポートに対して、保守派からは手ぬるいという批判が、科学者からは厳しすぎるとい批判が、そして法律家からは代理母や体外受精の法的取り扱いに不備があるという批判が出された。にもかかわらずレポートが人間胚の研究に関するガイドラインとしてオランダ、カナダ、オーストラリアなどの国々の先駆役を果たしたことは紛れもない事実である。²⁾

3. レポートへの批判

つぎにワーノック・レポート批判についてみよう。ここではヘアとロックウッズの批判を取りあげる。ヘアは委員会の議論の仕方を問題にする。彼はワーノックとともに憤慨、衝撃、堪えられなさ、嫌悪といった「感情」が重要なことを認める。だがこのような感情が重要であるにしても、ワーノックはその意味を履き違えているというのが主な批判点である。³⁾道徳的に有意義な感情は功利主義的理由から裏づけられなければならない。例えばデブリンの憤慨理由は、同性愛を規制しなければ公衆道徳が損なわれ法への敬意が失われるというものであった。これなどは有意義な感情といえる。これに対して感情がいかなる裏づけももたずに、ただ「存在する」という理由だけで評価されるのは間違いである。感情が存在するという事実以上に重要なのは、それが果たして「存在すべき」感情であるかどうかである。直覚主義者と功利主義者の相違はある事柄を一方が悪いと考え、他方が悪くないと考える確信の相違にあるのではなく、確信の根拠を一方は提出しないのに対して他方が提出する点にある。ヘアは「自らの信念に対して適切な理由を与えられる哲学者はそうすることができないか、あるいはそうしようとする哲学者よりも勝っている」と述べる。⁴⁾ワーノックは先述したように道徳には統一見解は存在しないという前提から出発した。そのために委員会内部で感情の一致がみられたときには、「心が動かされた」とか「なおさらの感がある」とかいった具合に手放の評価を与えている。ヘアはこうした感情の一致よりも感情の根拠を示すことが哲学的にはるかに重大であり、その有効な手だては功利主義にあるとみている。だから彼は功利主義を採用しないワーノックを直覚主義者と決めつけて、「私よりはるかに優秀な政治家」だと揶揄する。⁵⁾

ヘアの批判は倫理学の根幹にかかわるだけにワーノックも一歩も譲れないところであろう。もちろん、この批判に対しても反論は可能である。例としてなぜ奴隷制は不正なのか

を考えてみよう。この場合に功利主義者なら、奴隷制によって恩恵を受ける人々の割合が搾取される人々の割合よりも少ないからだと答えるかもしれない。しかしこの答えが奴隷制の不正を指摘しきれていないのは明らかである。なぜならこの逆手をとって、恩恵を受ける人々の割合が搾取される人々の割合をしのぐ場合には奴隷制は正しいのかと反論できるからである。奴隷制の不正理由は「非人間化」や「搾取」といった奴隷制の本質に求められなければならない。このような問題では功利主義の不利は免れがたいように思われる。だがここで問題にされるべきは生命倫理である。生命倫理においては、原則の適用よりも「例外」が許されるケースであるかどうかの決定が重要になる。例えば非配偶者間人工授精（AID）は「姦淫」であるかどうか、積極的安楽死は「殺人」であるかどうかといった具合に。そのために「例外」を認めるにしても、認めないにしても、道徳的議論が不可欠である。その場合に「例外」を認める認めないの根拠が「直覚」や「感情」に求められるとしたら、おそらく議論の進展は望めないだろう。ヘアはそうした異臭を委員会に感じとり、つぎのような議論の手続きを提唱する。⁶⁾ まず伝統的原理の根拠を問うことから始め、つぎにその原理が新しいケースに当てはまるかどうかを問い、当てはまらなければ原理を弛めてみる。そのうえで同一原理のもとでなされる態度や行動に変化が生じるかどうかを問うてみる。つまり、厳格な原理のもとでのケースと弛められた原理のもとでのケースが容易に区別されるかどうかを問うてみる。その結果「滑りやすい坂」が起こらなければ「例外」を認めてよい、というものである。

この手続きからみて、ワーノック・レポートは、営利目的か非営利目的かに関係なく代理母のサービス機関やブローカーの活動を禁止している点と、人間の胚の利用期間を2週間に限定している点で問題になる。この見解は委員会で出された様々な意見をもとに共通部分を抽出する形でまとめられた。以下ではこの二点を中心にみよう。まず代理母から。代理母への賛成意見はレポートでも紹介されている。簡単にいえば、代理母は金銭授受のいかんにかかわらず他者危害則に抵触しないので、人工授精や体外受精が不妊治療として認められるなら代理母も認められるべきだ、というものである。レポート提出に先立つピーター・シンガーとディーン・ウェールズの共著『生殖革命』でも、ほぼ同意見が紹介されている。賛成派は金銭授受や養育権をめぐるトラブルの事実を認めつつも、その大部分は子どもとの遺伝的つながりをもつ「部分的代理母」にかぎられるとして、遺伝的つながりをもたない「完全な代理母」を合法化すべきだと主張する。これに対してワーノック委員会は代理母に否定的である。「結果がいかに望ましいものであっても、他人を自分の手段として取り扱うようなことは、常に倫理的批判の対象となるべきものである。金銭的利益が絡めばなおさらのこと、一人の人間をべつの人間の治療に用いるというような行為は、明らかに搾取的である」と。⁷⁾ 断るまでもなく、この主張の裏には「汝の人格および他人格における人間性をつねに同時に目的として使用し、けっして手段としてのみ使用しないように行為せよ」というカントの人間性の原理がある。⁸⁾ ベイビーMでもこの原理は一役買った。「文明社会にはお金で買えないものがある。アメリカはずいぶん前に、行為が金で買わ

れたという理由だけで『自発的』という語がその行為はよい、または規制や禁止の枠外にあるということの意味しないということを決めた」と。⁹⁾ ベイビーMの争点は代理母の心変わりが契約不履行に当たるかどうかにあった。契約不履行に当たれば代理母の親権が剥奪され、契約そのものが無効であれば代理母に親権や養育権が残ることになる。これに対してニュージャージー州最高裁は代理母契約は法的に無効だと結論づけた。人間の自然感情からして、代理母が出産後に心変わりする可能性は十分に考えられる。この場合に公権力が「契約」を盾にして介入することはできないというのが判決の骨子である。いかなる事情があろうとも、人間性の原理への違反はただちに代理母の「契約」を無効にしようと判断されたのである。

ワーノック委員会が人間性の原理を採用した根拠も「直覚」や「感情」である。だがヘアはその点を問題にしているのではない。彼も人間性の原理を受け入れたうえで、委員会とは異なる視点から、代理母はこの原理には抵触していないと考える。人間性の原理が禁じているのは他人を単に手段として利用することに対してであって、一方が子どもを、他方が報酬を手にする代理母契約では双方の合意に基づいており「搾取 exploitation」に当たらないというのがヘアの批判点である。¹⁰⁾ 代理母が「搾取」に当たらないとする点ではロックウッドも同意見である。ただし、ロックウッドの理由はこれとは異なる。彼は委員会の多数が代理母を「売春」と同じ位置に貶めていると非難したうえで、「搾取」を「売春」の文脈にたくり寄せて「人を墮落させる」という意味に読みかえる。そのうえで代理母は果たして人を墮落させるかと問い、もし代理母が人を墮落させないなら「搾取」に当たらないと反論する。¹¹⁾

ここで「搾取」という言葉について考えてみよう。マルクス主義では「搾取」という言葉は、「搾取階級 = ブルジョアジー = 悪」のように、この言葉を冠した相手を絶対悪として刻印するためにしばしば利用される。「搾取」という言葉は当の相手に対して憎悪や反感を喚起させるイデオロギー色の強い情緒言語でもある。ワーノック・レポートがこの言葉をあえて使用した意図が詮索されるのも無理はない。よくも悪くも、この言葉があるというだけで、委員会が代理母に対して偏見をもって臨んだのではないかと疑わせる原因になっている。が、それにしてもロックウッドが解釈しているように、「搾取」という言葉が「人を墮落させる」という意味に読みかえられるかどうかは疑問である。レポートは「一人の人間をべつの人間の治療に用いるというような行為は、明らかに搾取的である」と述べているので、この言葉が代理母本人よりも依頼者に発せられているのは明らかである。つまりロックウッドは「搾取者 = 売春婦 = 代理母」という図式を立てて反駁を試みているけれども、レポートは「搾取者 = 買春客 = 依頼者」とみており、両者の論点が食い違っているのである。それゆえロックウッドの批判は十分に的を射たものではない。

つぎに人間の胚の取り扱いについてみよう。ヘアもこの問題にふれているが、その批判点は代理母の場合とほぼ同様である。すなわち、人間の胚研究の期間を「14日間」と定めた根拠が提示されていない、とするものである。ロックウッドの批判点もこれに類似する

が、こちらの方がより包括的である。彼は最初に、もし人間の胚に「道徳的身分」を授けるとしたら「ヒトの生命はいつ始まるか」という問題を避けて通れるかという問いを立てる。ワーノック・レポートはそれは可能だとして15日目の胚に「道徳的身分」を授けたが、ロックウッドはこれを無根拠だと批判する。「道徳的身分」を有する胚は「私の同一性」が確立した存在であるから、その時期は「脳生 brain life」が形成される6週間である。この時期が「ヒトの胚」と「ヒトの胎児」の分岐点になる。のみならず、この時期は「ほとんどだれもが評価しうるような明確な時点」であるから、委員会が懸念するような「滑りやすい坂」にはならない。これに対してレポートは人間の「潜在性」を根拠にして2週間を「人格」と「モノ」の分岐点とした。だとすれば、受精卵も受精以前の配偶子も人間の「潜在性」を秘めているから、これらにも「道徳的身分」を認めるべきで、とくに15日目の胚に限定する必要はなくなる。委員会の過ちはこうした「弱い意味での潜在性」と、6週目の胎児の「強い潜在性」を混同した点にある。加えて、15日目の胚の「道徳的身分」とひきかえに有効な治療実験の可能性が奪われることへの責任は甚大である、というものである。

以上がロックウッド批判の概要である。¹²⁾ ワーノック委員会はこうした批判を十分に予想していたと思われるので、基本的にこの批判に対して付け加えるべきものは何もない。ただ若干の補足をしておくと、レポートはまったく無根拠に「14日」と定めたのではなく、この時期が自然の着床時期とも重なることを十分に考慮している。体外受精技術では「受精」よりも「着床」がむずかしく、いまだに成功率が20%にとどまっている最大の原因はここにある。胚が生き続けられるかどうかは「着床」にかかっている。これに失敗すれば胚は「生命」から「モノ」に転落せざるをえない。つまり、「着床」こそは「生命の始まり」の必要条件である。この点からすれば、レポートが「14日」と定めたことが無根拠だとするのは当たらない。もっとも、レポートがこの時期の胚に「道徳的身分」を授けたことが誤解の引き金になっているのは事実である。これは要するに「道徳的」という語意の問題である。レポートが問題にしたかったのは「道徳的存在」ではなく、あくまでも「生命的存在」、わかりやすくいえば「生命として生きられる限界点」であった。そして「道徳的」という言葉はこの存在に法的保護を加えることに対して冠せられたものである。ここは「道徳的存在だから胚は道徳的に扱われる」というようにはなく、「道徳的に扱われるから胚は道徳的存在である」というように理解されるべきであろう。

4. レポートの限界

かつてショーペンハウアーは、個体の性愛が種の繁殖をもたらす性愛は隠された生殖表現であると論じた。¹³⁾ 盲目的性愛によって支配される生殖は種にとっては合目的であっても、個体にとっては偶然の産物である。それゆえ計画的な生殖は、いかにして盲目的性愛から解放されるかにかかっていた。倫理学の課題が長らく欲望のコントロールに求められた原因の一端はここにある。こうした考え方は精神による肉体の「抑圧」といった極端

な人間観を造り出し、精神自身の「病い」をもたらした。真の意味で性愛と生殖の分離がなされたのは「生殖革命」以降である。冒頭でもふれたように、人工授精や体外受精などの生殖技術がその可能性を切り拓いた。いわゆる「性愛なき生殖」の到来である。こうして当初は不妊治療の一環としてスタートした生殖技術であったが、これに遺伝技術が加わることで計画的・選択的生殖が可能になった。ジョーゼフ・フレッチャーは20年前にそのことをいみじくも予告している。「人間の生殖における道徳的責任は子どもの人数をコントロールするという単純な問題からわれわれの子どもの遺伝的ならびに身体的な性質をコントロールするという、かなり微妙な仕事に移されよう。子づくりにおける性愛のルーレットまたは『なりゆき任せ』の無計画な偶然性から慎重な計画出産に進むのはすごい飛躍であろう」と。¹⁴⁾

生殖医療はもともと畜産技術が医療に転用されたものであるが、今や遺伝技術をも取り込むことで独自の分野を開拓しつつある。「受精」にたずさわるだけの産婦人科医や顕微技師の登場がその黎明を物語っている。生殖医療の潮流は、ワーノック・レポートも勧告しているように、「分娩」と「不妊」を分離する方向にある。これに加えて、子どもをもつなら優秀な子どもが欲しいという患者側の欲望も無視できない。これまで子どもがいないことを不幸に感じ世間並みに子どもが欲しいと願っていた不妊夫婦の欲望が徐々に肥大している。例えば体外受精では、同時に複数個の受精卵が子宮に戻されるために、その全部が妊娠にいたることもありうる。そこで母胎への影響を顧慮して胎児のいくつかに減数手術がほどこされるのが普通であるが、その際に優れた胎児を残し劣った胎児を間引くといったようなことが意図的に行われている。このような人間側の都合がより確実でより効率的な技術開発を推し進める結果になっている。おそらくワーノック委員会も生殖医療のこのような現況を予想だにできなかったに違いない。遺伝技術はヒトゲノム研究の成果を受けてこの数年のうちに飛躍的に発展した。先述したように委員会は「不妊」に同情的で、その治療のためなら代理母を除いて人工授精、体外受精、凍結保存などの生殖技術の使用を無条件に承認している。その理由は、不妊夫婦が不妊原因の解消で社会的圧力やストレスから解放されるのみならず、また自分たちの家族をもつことによって社会のなかでアイデンティティを確立できる、ということであった。今日からみれば、委員会の対応が「感情」を重視しすぎていたことは明白で、ヘアが指摘したように、その方法論にまったく問題がなかったとはいいきれない。

ワーノック・レポートは1990年に「ヒトの受精および胚研究に関する法律」が制定されるに及んでその歴史的使命を終えた。先端技術の進歩が著しい現在、レポートにかわる新たなガイドラインの作成が求められている。とりわけ各国政府を慌てさせたのはクローン羊ドリーの誕生である。なぜこの技術が画期的であるかといえば、ドリーが哺乳動物の体細胞クローンだからである。すでにみたように、ワーノック委員会は15日目の人間の胚に「道徳的身分」を授けることに蛮勇をふるった。ここで「胚」の定義を確認しておけば、胚とは受精卵が培養されて卵割を開始したものである。だが体細胞クローンの製造には、

このような受精卵ではなくて未受精卵が使われる。この点は重要である。人工授精、体外授精、代理母、顕微授精などの生殖技術は、体内であるか体外であるかの違いはあれ、いずれも「受精」の過程を必要とした。そしてこれらの技術は、「有性生殖」を促進しているという点では、精子と卵子の出会いに技術が介在しない自然的生殖とも一致する。有性生殖は世代交代を通じて「同一性」を保持する一方で、「変化」にも柔軟に対応できる「開かれたシステム」である。これに対して体細胞クローニングは「無性」であるために A A A ... といった機械的再生産すなわちコピーが可能であるだけの、「変化」に欠ける「閉じられたシステム」である。もっとも、コピーである点は、桑実胚以前の全能胚をいくつかに分けた一つが使用される初期胚クローニングにも共通する。ただし、遺伝情報を支配しているものが体細胞クローンでは成体細胞の核であるのに対して、初期胚クローンでは受精直後の胚細胞の核である点で、両者は大きく異なる。体細胞クローンが「すでに存在しているもの」のコピーであるとするれば、初期胚クローンは「存在しつつあるもの」のコピーである。すなわち、初期胚クローニングの準備段階では依然として「受精」が関与しているのである。それゆえ「受精」の過程をまったく必要としない体細胞クローニングが従来の生殖といかに異なるかは明らかであろう。この技術は自然界の秩序のみならず家族制度の根幹をも揺るがしかねない。もちろん、そのためには家畜類から人間に应用される技術力の水準が問題になるのみならず、技術に対する社会的要請がどの程度なのかも問題になろう。この意味でも、ドリー誕生後に政界や宗教界からクローン人間研究の全面禁止を訴える声明が矢つぎばやに出されたのとは対照的に、いかにしても自分と遺伝的につながりのある子どもがもてない不妊夫婦や同性愛者からウィルムットに熱烈な支持が寄せられたことは特記に値する。リー・M・シルヴァーはクローン技術への需要があるかぎり、今は無理でも、近い将来にクローン人間が当たり前になる社会が登場すると预言している。生殖技術の歴史を振り返ると、ルイズ・ブラウンのときもそうであったが、最初は厳しい批判があがっていても利用者数の増加に伴い徐々に社会に受容されてきた。こうした過去の経緯があるかぎり、シルヴァーの预言を戯言として一笑に付すこともできない。

それにしても、不妊夫婦が自然のタブーを犯してまでも子どもを欲しがる理由はどこにあるのか。その重要な手がかりは人間の欲望にある。生殖技術の日進月歩の裏にそれを後押ししている欲望があることも忘れてはならない。シンガー＝ウェールズは、子どもを欲する欲望は「非常に基本的なもの」であるという。¹⁵⁾ この点についてはワーノック委員会も同意見である。レポートは「不妊」についてつぎのように述べる。「家族とは子どもが社会的行動を学び自分のアイデンティティや自己価値の感情を発展させる場所でもある。両親も同様に家族単位における自らの役割を通じて社会が高まり強まることに自分のアイデンティティを感じる。子どもを待望している夫婦には、家族をつくることができないという現実には衝撃的である。これにより自分たちの将来の生活設計が崩壊するかもしれない。彼らは自分自身や他人の期待に応えられないと感じるかもしれない。彼らは人間の全活動範囲、とくに子育てという同時代人たちの活動から自分たちが取り残されたと感じるかも

しれない。子どもをつくれという社会的圧力に加えて、多くの人に新しい世代に自分の遺伝子を残したがる強い衝動がある。この欲望は養子では満たされない。」と。¹⁶⁾

ここから分かるようにレポートは不妊夫婦に同情的で、そのために不妊治療に寛容である。これに対してはつぎのような反論がある。すなわち、人口過剰と資源不足という世界の現状から鑑みて、子どもを欲する願望は利己的で生きるためのニーズでないのみならず治療法も不自然きわまりない、というものである。これに対してレポートは「不妊」は疾患なのでれっきとしたニーズであり、したがって他の疾患と同様に治療サービスが受けられるようにすべきだ、と答えている。すなわち、子どもを欲する願望がニーズに値するかどうかがここでの論点である。

5. 子どもを欲する欲望

子どもを欲する欲望は、子を育てたい(rear)という欲望、子を産みたい(bear)という欲望、子をもうけたい(beget)という欲望に細分される。¹⁷⁾ まず子を育てたいという欲望は、養子縁組によっても叶えられるので、親子の遺伝的なつながりをとくに必要としない。「産みの親より育ての親」という諺もあるように、ここでは「育ての親」が問題にされる。つぎに子を産みたいという欲望は女性に特有なものである。これには懐胎欲と分娩欲がある。代理母のなかには懐胎欲が人一倍強い女性もいるが一般には稀である。また分娩欲は「ないものねだり」の感情に似ており、想像力が微妙に関与する。最後に子をもうけたいという欲望にもいろいろな要因が絡む。例えば夫婦愛の証を得たいとか、正常な夫婦として認知されたいとか、相続人を得たいとかいった具合に。またこの欲望においては「自分の遺伝子を残す」ことが問題になるので、養子縁組はその代用になりえない。不妊夫婦が生殖技術やクローニングを駆使してまでも子どもを欲しがるとはここにある。

しかし「自分の遺伝子を残す」といっても、リチャード・ドーキンスの「利己的遺伝子」と混同されてはならない。ドーキンスの場合には利己的な行動体系から推論された比喩にすぎない。これに対して「自分の遺伝子を残す」という場合には明らかに意図的・作為的であり、しかもこれは自然的要因と社会的要因の両方をあわせもつ特殊な欲望である。自然的要因とは「死して甦る」といったように「不死への欲望」が根底に存する場合である。例えばプラトンはこの欲望は「つぎつぎと、子どもを残して(種族としての)同一性を永遠に保ちながら、出産によってあずかる、という仕方」によって可能であると述べている。¹⁸⁾ またカントも「人類が類として不死である」ことで人類の自然的素質の完全な発展が可能になると述べている。¹⁹⁾ さらにラッセルも「親であることの喜びの原始的な根源」は「自分自身の肉体の一部が外在化し、自分の肉体の死を超えて生命を延ばしていき、そして、たぶん、今度はその一部を同じようにして外在化し、かくして生殖質の不滅が確保される」ことにあると述べている。²⁰⁾ このように人間は生命をもつがゆえに死を恐れ不死を願うのであるが、こうした形而上学的な動因が関与する場合は自然的である。だが生殖技術やクローン技術を駆使してまでも子どもを欲しがるとは、これではまだ不十分である。

さらにべつの要因が挙げられなければならない。

それは、子どもができることで標準家族に仲間入りできるとともに遺伝的につながりのある相続人がもてるという要因である。近代家族は父子相続を確実にするのに都合のよい社会システムであるが、このシステムを維持するためにも標準家族や相続人は不可欠である。この事実はどんなに否定しても否定しきれるものではない。子育てのできる経済力に欠ける者が「自分の遺伝子を残す」ことにどれほど執着できるかは疑問である。子どもを欲する欲望には「不死への欲望」という自然的要因のみならず、このような社会的要因も少なからず関与している。とはいえ、相続人は養子でもよいわけであるが、「血は水より濃い」といわれるように遺伝的につながりのある子に相続させたいと思うのは人の情である。こうした事情は近代家族のルーツである一夫一婦制の社会的意義を考えてみればなおはっきりする。

エンゲルスによれば、「家族」の語源であるラテン語の < familia > は「家内奴隷 famulus」の「総体」を意味していたとされる。²¹⁾ 彼はモルガンの影響下に野蛮時代の群婚、未開時代低段階の対偶婚、未開時代高段階の一夫多妻制、文明時代の単婚に対応させて、家族形態は群婚家族から対偶家族および家父長家族をへて近代の単婚家族へと発展してきたとする家族論を展開した。これは、かつて女性が絶大の権力を誇っていた母系制社会が私有財産の発生に伴い相続を確実にする父系制社会にとってかわられると、女性は奴隷と同じように男性の支配下に置かれ徐々に子育てと家事労働に専念させられた、とみる考え方である。ここから一夫一婦制が男女の宥和を実現した理想的な家族形態ではなく、女性の犠牲のうえに成り立つ、父子相続を確実にするための経済的・社会的システムにすぎないことが理解されよう。未婚女性が結婚によって多くのものを得るかわりに失うものも多いという現実が、そのことを端的に物語っている。

なお、ここで注意しておきたいのは、ワーノック委員会が理想的な家族類型を夫婦と子どもからなる標準家族に置き、しかも家族の重要な機能としてアイデンティティの実現と子どもの社会化を挙げている点である。こうした家族観がイギリス社会の伝統的モラルを反映したものであることは明らかである。現代家族の重要な機能としてマードックは性的・経済的・生殖的・教育的機能を挙げ、パーソンズは基礎的社会化と成人の安定化を挙げた。イスラエルのキブツのようなものをべつにすれば、一般に子どもの社会化に家族が不可欠なことはいうまでもない。しかし、なぜ子どもがいなかった夫婦には「衝撃的」で「将来の生活設計の崩壊」につながるのか、あるいは「同時代人たちの活動から自分たちが取り残された」と感じるようになるのかは不明である。例えばラッセルは「家族が、原理的に与えられるはずの根本的な満足を与えられなくなっていることが、現在、一般的にみいだされる不満の最も根深い原因の一つである」と述べて、家族が愛情、服従、友情などを育成する重要な場所であることを認めつつも、民主主義の浸透によって標準家族に歪みが生じている現実を指摘している。²²⁾ のみならず近年日本でも低年齢者による異常な犯罪が多発し、そのほとんどが直接的または間接的に標準家族の歪みに起因することも指

摘されている。すなわち、現代社会の病弊は子どもがいるいないといった家族構成に起因するわけではないのである。このことはぜひとも銘記されなければならない。夫婦だけの家族であろうと、同性愛者の家族であろうと、シングルマザーの家族であろうと、家族が自由意思のもとに形成されたのであれば、アイデンティティの実現は可能である。

とすれば、子どもがいないことからくる「衝撃」や「取り残された」という感情はどこからくるのか。これらの感情は自分たちが標準家族では「ない」という欠損の認識から生じる。「不妊」を疾病とみる考え方は、夫婦と子どもからなる標準家族を「正常」、子どもがいない家族を「欠損」とみる社会風潮に基づく。だからレポートもこうした事実を重くみて、「不妊」そのものよりも「社会的圧力」から生じる「精神障害」に最大の関心をはらったとみることができよう。

6. まとめ

ドストエフスキーが「人間はあらゆることに慣れる獣だ」と述べたように、クローン人間の出現はそう遠い先のことではないかもしれない。社会が「不妊」に寛容であれば、人工授精や体外受精を許した論理はクローニングにも当てはまる。この技術の利用は自己決定や他者危害則に抵触しないのみならず、社会全体の利益を増大させるという点では功利主義にも適う。それゆえクローニングにあえて異を唱えようとすれば、べつの根拠をみいださなくてはならない。果たしてそのような根拠は存在するのだろうか。例えば長い進化の過程で種が生き延びるためには、環境の変化にも対応できる「多様性」を造り出せる有性生殖の「開かれたシステム」が有利であると主張してみたところで、何の根拠にもならないのは明らかである。不妊に悩む人々には、種が生き延びようと延びまいと、またシステムが開かれていようといまいと、どうでもよいからである。子どもを欲する欲望は自然界の掟やルールを容易に侵犯しうるほどに強力なものである。だがこの強力さは、逆説的になるが、彼らが自らの「不妊」を「疾病」や「欠損」と思い込むところに起因する。子どもを欲する欲望が身体の「外在化」や「不死」といった自然的要因を含むのは確かであるとしても、このような思いこみは知らず知らずのうちに社会によって個々人のうちに刷り込まれた枠組みである。こうした社会的枠組みが存続するかぎり、生殖技術への需要は増えることはあっても減ることはないだろう。その結果、何が起こるだろうか。

一例としてシルヴァーの描く未来社会を紹介しよう。それは、人類が昔ながらの自然生殖を繰り返す集団と、生殖遺伝技術を駆使して何代もの間改造を重ねる集団とに分化し始め、ついには政治・経済・科学・文化・スポーツなどのあらゆる分野で成功を収めたジェーンリッチ階級と平凡なナチュラル階級に二極化して新種が誕生する、というものだ。ありえない話ではない。このまま社会が生殖遺伝技術を受容し続ければ、個々人が個々人の遺伝子をコントロールする時代が出現したとしても不思議ではない。これはプラトン、カンパネッラ、ハックスレーらによって描かれた、国家による生殖のコントロールという図式からはほど遠い。シルヴァーはつぎのように述べている。「ハックスレーは子づくりに対す

る人間の衝動を理解していなかったか、あるいは受け入れようとしなかったかのいずれかである。自分たちに似た子どもを欲しがり、その子どもの幸せと成功を祈り、そして新しい科学技術を行使する権利を握るのは政府ではなく、...それぞれの人間であり、カップルなのだ」と。²³⁾ 彼は未来社会が自由主義的な民主主義国家であるという想定のもとにこのシナリオを考えついた。このような未来社会をどう受けとめたらよいのだろうか。シルヴァー自身はひどく楽観的である。しかし各種の諸能力が科学技術によっていかに改善されようとも、このシナリオには一つの重大なプログラムが抜け落ちている。それは全人類を道徳化するというプログラムである。現代社会に巣食う多くの偏見や差別がそのまま未来社会にもちこまれるとしたら、ジーンリッチ階級とナチュラル階級に二極化した未来社会は現代社会以上に住みにくく悲劇的であろう。いかに想像力を逞しくしてもこのような社会に浄福があると思えないのは私だけであろうか。

〔註〕

- 1) メアリー・ワーノック『生命操作はどこまで許されるか』(上見幸司訳) 共同出版 1992年 (Mary Warnock, *A Question of Life: The Warnock Report on Human Fertilisation & Embryology*, 1985) 参照。また原文の一部はつぎの文献にも収められており、邦訳と合わせて参照した。 Tom L. Beauchamp & LeRoy Walters eds. *Contemporary Issues in Bioethics* (A Division of Wadsworth, Inc. Belmont & California, 1982, 1994) .
- 2) Cf. Arthur L. Caplan, *The Ethics of In Vitro Fertilization* (1986) as reprinted in Beauchamp & Walters eds. *op. cit.* 1994, p.221.
- 3) Cf. R. M. Hare, 'In Vitro Fertilization and the Warnock Report' (1987) from *Essays on Bioethics* (Clarendon Press, Oxford, 1993), pp.105-106.
- 4) *Ibid.* p.107.
- 5) *Ibid.* p.117.
- 6) Cf. *ibid.* pp.103-104.
- 7) メアリー・ワーノック『生命操作はどこまで許されるか』110頁。
- 8) I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, ed. by K.Vorländer (Felix Meiner Verlag, Hamburg, 1965), p.52.
- 9) ベビーM判決はつぎの文献でも紹介されている。 Cf. Tom L. Beauchamp & James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics* (Oxford University Press, New York & Oxford, 1994), p.526.
- 10) Cf. Hare, *op. cit.* p.115.
- 11) マイケル・ロックウッド『現代医療の道徳的ディレンマ』(加茂直樹監訳) 晃洋書房 1990年、340-341頁参照。
- 12) 同書、308-317頁参照。
- 13) Cf. A. Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, ed. by A. Hübscher

(Brockhaus, Wiesbaden, 19723), pp.325-327.

14) Joseph Fletcher, *The Ethics of Genetic Control* (Prometheus Books, Buffalo & New York, 1988), Introduction pp.14-15.

15)P. Singer & D. Wells, *The Reproduction Revolution* (Oxford University Press, Oxford, 1984), p.67.

16)Warnock Committee, 'Infertility' from Beauchamp & Walters eds. *op. cit.* 1994, p.210 (メアリー・ワーノック『生命操作はどこまで許されるか』48頁参照)。

17) Cf. Ruth F. Chadwick ed. *Ethics, Reproduction, and Genetic Control* (Routledge, London & New York, 1987), pp.9-12.

18) プラトン『法律(上)』(森・池田・加来訳)岩波書店、270頁参照。

19) Cf. I. Kant, *Ausgewählte kleine Schriften*, ed. by K. Vorländer (Felix Meiner Verlag, Hamburg, 1969), p.31.

20) ラッセル『幸福論』(安藤貞雄訳)岩波書店 1991年、223頁参照。

21) Cf. F. Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats* (Dietz Verlag, Berlin, 1946), p.67.

22) ラッセル、同書、206頁参照。

23) リー・M・シルヴァー『複製されるヒト』(東江一紀他訳)翔泳社 1998年、15頁。

Reproductive Technologies and Ethics
- Evaluation of the Warnock Committee Report -

Fumio MATSUI

A detail report was issued by the committee under the leadership of Mary Warnock in 1984. This report addressed guidelines on how we should treat reproductive technologies, such as artificial insemination, in vitro fertilization, surrogacy and so on. The most important of them are two; one to permit some experimentation on embryos up to two weeks, the other to forbid professional or administrative assistance, whether commercial or non-commercial, for surrogate mothering. These guidelines have been strongly criticized by various people. Especially, R. M. Hare criticizes the report of not giving cogent reasons for them. From point of view of intuitionism the committee adopts, however, it is natural that we should be unable to do so. The report is willing to tolerate infertility by which the psychological distress may be caused in a couple. Because

infertility, that is, an inability to have children is considered as a malfunction. Reproductive technologies which apply to the treatment of infertility are artificial insemination, in vitro fertilization and so on, but not surrogacy or cloning. Why is the latter forbidden as the treatment of infertility, the former being permitted? What is the difference? The Warnock Committee report will come to be little help to us as rapid progress of technologies. What is wrong with this report? The present paper is intended to explain some points.